

議第6号

檀原市行政不服審査法施行条例の制定について
檀原市行政不服審査法施行条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行について、他の法令又は条例に定めるもののほか、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(弁明書の提出)

第2条 処分庁（法第4条第1号に規定する処分庁をいう。）は、次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 檀原市行政手続条例（平成8年檀原市条例第28号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 檀原市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(手数料の額等)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納めなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 交付に係る法第38条第1項に規定する書面若しくは書類（以下この号において「対象書面等」という。）の写しの交付にあつては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は交付に係る同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙（日本工業規格A列3番までの大きさの用紙をいう。以下この条において同じ。）1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151

号) 第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する交付 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

2 手数料は、法第38条第1項の規定による交付を受ける前までに納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第4条 審理員(法第9条第1項の規定により指名された者をいう。以下同じ。)は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下この条及び第17条において「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、市長が規則で定める額を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(手数料の額等及び減免に関する規定の準用)

第5条 前2条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。

(橿原市行政不服審査会)

第6条 法第81条第1項の規定により設置する機関の名称は、橿原市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

2 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、他の条例の規定による諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。

(組織)

第7条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第8条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

(会長)

第9条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第10条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第8条第5項から第7項まで及び次条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第11条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

5 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第12条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人をいう。）にその旨を通知しなければならない。

(調査審議の手続の準用)

第13条 法第5章第1節第2款の規定は、他の条例の規定による諮問に係る調査審議について準用する。

(その他審査会の組織及び運営に関する事項)

第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(交付の求め)

第15条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

(3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第17条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(3) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

(送付による交付)

第17条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受け審査請求人等は、第5条において準用する第3条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年樫原市条例第 号。以下「整備条例」という。）第1条の規定による改正前の樫原市情報公開条例（平成10年樫原市条例第15号）第17条第4項の規定により樫原市情報公開審査会の委員として委嘱されている者及び整備条例第2条の規定による改正前の樫原市個人情報保護条例（平成11年樫原市条例第17号）第35条第3項の規定により樫原市個人情報保護審査会の委員として委嘱されている者は、この条例第8条第1項の規定により樫原市行政不服審査会の委員として任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、この条例第8条第2項の規定にかかわらず、平成29年6月30日までとする。

理由 行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定により設置する樫原市行政不服審査会の組織及び運営に必要な事項及び審理員等へ提出された資料の写し等の交付に係る手数料の額等について定めるもの

議第7号

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

橿原市長 森下 豊

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(橿原市情報公開条例の一部改正)

第1条 橿原市情報公開条例（平成10年橿原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条 公開等決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第17条 前条の審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「審査庁」という。）

は、当該審査請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3項の規定により審理手続を終結した旨を通知したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、橿原市行政不服審査法施行条例（平成28年橿原市条例第 号）第6条第1項の橿原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求人から、審査会への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）から、審査会に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）
- (2) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（第12条第1項又は第2項に定める手続において、当該行政文書の公開に反対の意思表示がされている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知するとともに、諮問書の写しを送付するものとする。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 第12条第1項又は第2項に定める手続において、当該審査請求に係る行政文書の公開について反対の意思表示をした第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

4 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

5 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

6 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開等決定（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思表示をしている場合に限る。）

（檀原市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 檀原市個人情報保護条例（平成11年檀原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改め、

「第5章 個人情報保護制度運営審議会（第36条）

第6章 雑則（第37条～第44条）

第7章 罰則（第45条～第49条）

6条～第43条)

4条～第48条) に改める。

」

「第5章 雑則（第3

を 第6章 罰則（第4

」 附則

第2条第5号中「市長」を「市長、議長」に、「、固定資産評価審査委員会及び議会」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

第7条中「第36条に規定する檀原市個人情報保護制度運営審議会」を「檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）別表の檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会」に改める。

第22条中「以下この条」の次に「並びに第35条第1項、第2項及び第6項」を加える。

第4章を次のように改める。

第4章 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第34条 開示等決定、訂正等決定若しくは利用停止等決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求に関する手続）

第35条 前条の審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「審査庁」という。）

は、当該審査請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3項の規定により審理手続を終結した旨を通知したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、檀原市行政不服審査法施行条例（平成28年檀原市条例第 号）第6条第1項の檀原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- （1）審査請求人から、審査会への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）から、審査会に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）
- （2）審査請求が不適法であり、却下する場合
- （3）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について第22条第1項又は第2項に定める手続において、第三者に関する情報の開示に反対の意思表示がされている場合を除く。）
- （4）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知するとともに、諮問書の写しを送付するものとする。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 第22条第1項又は第2項に定める手続において、当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対の意思表示をした第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

4 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

5 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

6 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示等決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。）

第5章を削る。

第6章中第37条を第36条とし、第38条から第44条までを1条ずつ繰り上げ、同章を第5章とする。

第7章中第45条を第44条とし、第46条から第49条までを1条ずつ繰り上げ、同章を第6章とする。

(樫原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 樫原市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年樫原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第45条」を「第44条」に改める。

(樫原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第4条 樫原市執行機関の附属機関に関する条例(平成24年樫原市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部樫原市行政改革推進委員会の項の次に次のように加える。

樫原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項についての調査審議に関する事務	10人以内
-----------------------	--	-------

(樫原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 樫原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年樫原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「別表88及び89の項に掲げる職員」を「別表2及び3の部の職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第5条関係)

区分		報酬額(円)	費用弁償
1	樫原市教育委員会の委員	月額 86,000	副市長相当額
	樫原市選挙管理委員会の委員	委員長 日額 17,000	〃
		委員 〃 13,100	〃
	樫原市公平委員会の委員	委員長 日額 12,900	〃
		委員 〃 11,900	〃
	樫原市監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 116,000	〃
		議会の議員のうちから選任された監査委員 日額 17,500	〃
	樫原市農業委員会の委員	会長 月額 18,600 日額 11,300	〃
		委員 月額 14,000 日額 10,000	〃
	樫原市固定資産評価審査委員会の委員	日額 12,900	〃
	選挙長	選挙又は投票1回につき 繰上補充により当選人を	一般職8級相当額

		定めるための選挙会1回につき 16,000	
投票所の投票管理者		選挙又は投票1回につき 16,000	〃
期日前投票所の投票管理者		日額 14,000	〃
開票管理者		選挙又は投票1回につき 14,000	〃
投票所の投票立会人		選挙又は投票1回につき 14,000円を限度として、従事した時間に応じて市長が定める金額	〃
期日前投票所の投票立会人		日額12,000円を限度として、従事した時間に応じて市長が定める金額	〃
開票立会人及び選挙立会人		選挙又は投票1回につき 12,000	〃
橿原市表彰審査委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市総合計画策定審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市行政改革推進委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市指定管理者候補者選定委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市行政不服審査会の委員及び専門委員		日額 10,000	〃
橿原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の委員		日額 10,000	〃
公務災害補償等認定委員会の委員		日額 10,000	〃
公務災害補償等審査会の委員		日額 10,000	〃
橿原市特別職報酬等審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市退職手当審査会の委員		日額 10,000	〃
橿原市公金管理対策委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市入札監視委員会の委員		日額 10,000	〃
大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会の委員		日額 20,000	〃
橿原市市有施設再配置検討審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市教育施設再配置検討審議会の委員		日額 10,000	〃
幼稚園嘱託医、歯科医		年額 127,000	〃
小学校及び中学校嘱託医、歯科医		年額 148,000	〃
小学校、中学校及び幼稚園薬剤師		年額 106,000	〃
橿原市就学指導委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市学校給食運営委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市いじめ問題対策連絡協議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市いじめ防止対策委員会の委員	橿原市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年橿原市条例第4号）第11条第1項第3号に規定する所掌事務（以下「3号事務」という。）を行う場合	日額 26,000	〃

	3号事務以外の所掌事務を行う場合	日額 10,000	〃
橿原市いじめ問題に関する第三者委員会の委員		日額 26,000	〃
橿原市社会教育委員		日額 10,000	〃
橿原市公民館運営審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市昆虫館協議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市図書館協議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市青少年問題協議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市青少年センター運営委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市高齢者大学校運営委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市スポーツ推進審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市スポーツ推進委員		年額 36,000	〃
橿原市文化財審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市福祉事務所嘱託医		日額 28,000	〃
橿原市人権審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市男女共同参画審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市飛騨コミュニティセンター運営委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市大久保コミュニティセンター運営委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市民生委員推薦会の委員		日額 10,000	〃
橿原市地域福祉推進計画策定委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市子ども・子育て会議の委員及び専門委員		日額 10,000	〃
保育所嘱託医、歯科医		年額 127,000	〃
橿原市老人ホーム入所判定委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市高取町明日香村障害認定審査会の委員		月額 20,000 日額 10,000	〃
橿原市障がい福祉計画策定委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市地域包括支援センター運営協議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市国民健康保険運営協議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市介護保険運営協議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市高取町明日香村介護認定審査会の委員		月額 20,000 日額 10,000	〃
橿原市介護保険事業計画等策定委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市環境審議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市休日夜間応急診療所運営委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原市二次救急医療運営委員会の委員		日額 10,000	〃
橿原地区救急医療協議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市母子保健推進協議会の委員		日額 10,000	〃
橿原市予防接種健康被害等調査委員会の委員		日額 10,000	〃

	橿原市成人保健推進協議会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市歯科保健推進協議会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市健康づくり推進協議会の委員	日額 10,000	〃
	産業医	年額 148,000	〃
	橿原市廃棄物減量等推進審議会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市住居表示審議会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市生活安全推進協議会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市市民活動推進会議の委員	日額 10,000	〃
	橿原市農業振興地域整備推進協議会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市青年等就農計画認定審査会の委員	日額 10,000	〃
	消費生活センター相談員	日額 10,000	〃
	橿原市社会資本総合整備計画評価委員会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市空き家等適正管理委員会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市建築審査会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市都市計画審議会の委員	日額 10,000	〃
	景観アドバイザー	日額 10,000	〃
	橿原市消防賞じゅつ金等審査委員会の委員	日額 10,000	〃
	橿原市防災会議の委員	日額 10,000	〃
	橿原市国民保護協議会の委員	日額 10,000	〃
	外国語指導助手及び国際交流員	月額350,000円を限度として市長が任命権者と協議して別に定める額	一般職4級相当額
2	件数や回数で報酬を支給することを常とする職員で、別に規則で定めるもの	日額20,000円を限度として市長が任命権者と協議して別に定める額	〃
3	前各項に掲げるもの以外の非常勤の特別職の職員	日額10,000円を限度として市長が任命権者と協議して別に定める額	一般職8級相当額

(歴史に憩う橿原市博物館条例の一部改正)

第6条 歴史に憩う橿原市博物館条例（平成25年橿原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

第3条 橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年橿原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表1の部中橿原市昆虫館協議会の委員の項を削り、橿原市図書館協議会の委員の項の次に次の2項を加える。

歴史に憩う橿原市博物館協議会の委員	日額 10,000	〃
橿原市昆虫館協議会の委員	日額 10,000	〃

(橿原市実費弁償条例の一部改正)

第7条 橿原市実費弁償条例（昭和36年橿原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(11) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により審理員又は審査庁の求めに応じて出頭した者

(12) 橿原市行政不服審査法施行条例（平成28年橿原市条例第 号）第6条第1項の
橿原市行政不服審査会の求めに応じて出頭した者

(橿原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第8条 橿原市固定資産評価審査委員会条例（昭和31年橿原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第2項第1号中「住所」を「住所又は居所」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」を「住所又は居所」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げ、第9条の次に次の1条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙（日本工業規格A列3番までの大きさの用紙をいう。以下この条において同じ。）1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

- 2 前項第1号の書面又は書類の交付を受けようとするものは、手数料のほか送付に要する費用を納付して、その送付を求めることができる。

- 3 手数料（前項の送付に要する費用を含む。）は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける前までに納付しなければならない。

- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項中「調査の決定をする場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の4号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、市長が規則で定める額を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和31年橿原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を、「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

(橿原市税条例の一部改正)

第10条 橿原市税条例（昭和31年橿原市条例第32号）の一部を次のように改める。

第19条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(橿原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を、「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

（檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第12条 檀原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立」を「審査請求」に改める。

（檀原市行政手続条例の一部改正）

第13条 檀原市行政手続条例（平成8年檀原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第19条第2項第4号中「前3号に規定する者であったことのある者」を「前3号に規定する者であった者」に改める。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第14条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年檀原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 檀原市情報公開条例第10条第1項に規定する公開等決定又は同条例第6条第1項に規定する公開請求に係る不作為に係る不服申立てのうち、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされるものの手続については、第1条の規定による改正後の檀原市情報公開条例第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3条 檀原市個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示等決定、同条例第28条第1項に規定する訂正等決定、同条例第33条第1項に規定する利用停止等決定又は同

条例第15条第1項に規定する開示請求、同条例第25条第1項に規定する訂正請求若しくは同条例第30条第1項に規定する利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てのうち、行政不服審査法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされるものの手続については、第2条の規定による改正後の檀原市個人情報保護条例第4章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 前2条の規定により、なお従前の例によることとされる不服申立てに係る第1条の規定による改正前の檀原市情報公開条例（以下「改正前檀原市情報公開条例」という。）

第16条の規定による諮問又は第2条の規定による改正前の檀原市個人情報保護条例（以下「改正前檀原市個人情報保護条例」という。）第34条の規定による諮問は、その日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合においては、檀原市行政不服審査法施行条例（平成28年檀原市条例第 号）第6条第1項の檀原市行政不服審査会に対して行うものとする。

2 前項の諮問に当たっては、檀原市行政不服審査会を、改正前檀原市情報公開条例第17条の檀原市情報公開審査会又は改正前檀原市個人情報保護条例第35条の檀原市個人情報保護審査会とみなす。施行日より前に行われた諮問のうち同日までに答申が行われなかったものについても、また同様とする。

第5条 この条例の施行の際、現に改正前檀原市個人情報保護条例第36条第4項の規定により個人情報保護制度運営審議会の委員として委嘱されている者は、第4条の規定による改正後の檀原市執行機関の附属機関に関する条例に規定する檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の委員として任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、平成28年6月30日までとする。

第6条 第8条の規定による改正後の檀原市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

理由 行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する条例の整備を行うもの

議第8号

檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び檀原市の
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び檀原市の一般職の職
員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び檀原市の
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年檀原
市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「給与条例等」を「給与条例」に改め、同条第1項を次のように改
める。

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号。以下
「給与条例」という。）第3条から第4条の2まで、第7条、第7条の2、第8条、第
8条の3、第10条から第12条まで、第14条、第14条の2、第14条の4及び
第16条の規定（檀原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（平
成27年檀原市条例第48号。以下「水道職員給与条例」という。）第3条の規定によ
り準用される場合を含む。）は、特定任期付職員には適用しない。

第8条第3項中「第2条第2項及び第14条」を「第2条第3項及び第3条」に、「第
2条第2項中」を「第2条第3項中」に改め、「、特殊勤務手当」及び「、夜間勤務手当」
を削り、「第14条中」を「第3条中」に、「及び檀原市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例」を「、檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関
する条例」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における給料月額に関する
特例措置）

第5条 特定任期付職員の平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に
おける給料月額は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定

める額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当及び給与条例に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額並びに檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第2条の4に規定する退職手当の基本額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。

- (1) 1号給 100分の3
- (2) 2号給及び3号給 100分の4
- (3) 4号給から8号給まで 100分の5

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における給料月額に関する特例措置）

22 この条例の規定の適用を受ける職員の平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における給料の月額は、第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額及び第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（第9条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料の月額並びに檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第2条の4に規定する退職手当の基本額の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。

- (1) 1級、2級及び3級 100分の1
- (2) 4級及び5級 100分の2
- (3) 6級 100分の3
- (4) 7級 100分の4
- (5) 8級 100分の5

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 本市の厳しい財政状況に鑑み、平成２８年４月から平成３０年３月までの間、一般職の職員に支給する給料月額を暫定的に減額する措置を講ずるもの

議第9号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条の2中「市長が規則で定める」を「別表第2のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されたものとみなす」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条の2関係）

職務の級	職務の内容
8級	(1) 危機管理監、部長、局長及び会計管理者並びに副室長、副部長及び副局長並びに法務専門官の職務 (2) 前号に準じ、市長が特に指定する者の職務
7級	(1) 課長、所長、館長、室長及び主幹の職務 (2) 前号に準じ、市長が特に指定する者の職務
6級	(1) 課長補佐、所長補佐、館長補佐、室長補佐、統括及び副主幹の職務 (2) 前号に準じ、市長が特に指定する者の職務
5級	(1) 副統括の職務 (2) 施設長の職務 (3) 統括調整員及び統括技能員の職務 (4) 前各号に準じ、市長が特に指定する者の職務
4級	(1) 係長及び主任の職務 (2) 前号に準じ、市長が特に指定する者の職務
3級	(1) 副主任及び主査の職務

	(2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的な業務を行う職務

(樫原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 樫原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年樫原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年樫原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「及び職員数」を削り、同条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(公益的法人等への樫原市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への樫原市職員の派遣等に関する条例（平成20年樫原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(樫原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第6条 樫原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成23年樫原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの

議第10号

檀原市職員の退職管理に関する条例の制定について
檀原市職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第2項の規定に基づき、同法に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者への届出)

第2条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関して条例を制定するもの

議第11号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年檀原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

理由 労働者災害補償保険法施行令及び地方公務員災害補償法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの

議第12号

かしはら元気っ子基金条例の制定について

かしはら元気っ子基金条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

かしはら元気っ子基金条例

(設置)

第1条 本市の教育振興に寄与することを趣旨とし、三和澱粉工業株式会社から寄附された指定寄附金を適正に管理するため、かしはら元気っ子基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、指定寄附金及び檀原市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(1) 市立学校の校舎その他の施設及び設備の整備事業に要する経費の財源に充てるとき。

(2) その他教育振興のため必要な事業に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 本市の教育振興の寄与を趣旨として三和澱粉工業株式会社から寄附された指定寄附金を適正に管理するための基金を設置するもの

議第13号

檀原市学校給食共同調理場条例の一部改正について

檀原市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

檀原市学校給食共同調理場条例（平成14年檀原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）新沢小学校

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 白檀共同調理場で給食調理等を行う学校を新たに1校加えるため、所要の改正を行うもの

議第14号

檀原市再生可能エネルギー設備維持管理基金条例の制定について
檀原市再生可能エネルギー設備維持管理基金条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市再生可能エネルギー設備維持管理基金条例

(設置)

第1条 奈良県公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金を活用して設置する再生可能エネルギー設備（以下「設備」という。）の維持管理に必要な経費に充てるため、檀原市再生可能エネルギー設備維持管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、檀原市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 リサイクル館かしはらに設置する太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電池により得られた余剰電力を売電し、当該売電収入を管理し、設備の維持管理の財源に充てるための基金を設置するもの

議第15号

檀原市立保育所設置条例の一部改正について

檀原市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市立保育所設置条例の一部を改正する条例

檀原市立保育所設置条例（昭和31年檀原市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表川西保育所の項中「80人」を「110人」に、同表今井保育所の項中「150人」を「220人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 連続する過去の2年度間常に定員を超え、かつ、各年度の年間平均在所率が120パーセント以上となった保育所について、定員を見直すため、所要の改正を行うもの

議第16号

橿原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

橿原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

橿原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年橿原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引

いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの

議第17号

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
橿原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備
及び運営に関する基準の一部が改正されたため、所要の改正を行うもの

議第18号

檀原市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

檀原市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

檀原市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年檀原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(就学児に係る入院以外の給付等を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

理由 通院に係る医療費の助成対象者の範囲を、乳幼児から中学生までに拡大し、子育て世帯への支援の充実を図るもの

議第19号

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び橿原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び橿原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び橿原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年橿原市条例第34号）の一部を次のように改正する。

「第4節 運営

第3章の2 地

第1節 基

第2節 人

第3節 設

目次中「第4節 運営に関する基準（第50条～第59条）」を

第4節 運

第5節 指

第1款

第2款

第3款

第4款

に関する基準（第50条～第59条）

地域密着型通所介護

本方針（第59条の2）

員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

備に関する基準（第59条の5）

営に関する基準（第59条の6～第59条の20） に改める。

定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

運営に関する基準（第59条の27～第59条の38） 」

第14条中「介護支援専門員（第82条第10項に規定する「介護支援専門員」という。）が居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。第16条において同じ。）の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。」に、「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条中「居宅サービス計画」の次に「（次条に規定する居宅サービス計画をいう。）」を加える。

第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

（基本方針）

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営

むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の

数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごと

に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希

望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

- 第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員（市の区域内に指

定地域密着型通所介護事業所が所在する場合に限る。)又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 指定地域密着型通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるもの 指定地域密着型通所介護を提供した日から5年間

(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事

業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用

申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行う

ことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条の第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 指定療養通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるもの 指定療養通所介護を提供した日から5年間

(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と

あるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」を「指定居宅介護支援等基準」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「、第72条、第74条及び第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする。」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条

の１１第２項」に、「第１０５条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と」に改める。

第１５０条第１項中「第８条第２１項」を「第８条第２２項」に改める。

第１５１条第１３項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第１７６条第２項第７号中「第１０５条第２項」を「第５９条の１７第２項」に改める。

第１７７条中「第７２条、第７６条、第１０５条第１項から第４項まで」を「第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１７第１項から第４項まで」に、「第７２条第２項」を「第５９条の１１第２項」に、「第１０５条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と」に改める。

第１８９条中「第７２条、第７６条、第１０５条第１項から第４項まで」を「第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１７第１項から第４項まで」に、「第７２条第２項」を「第５９条の１１第２項」に、「第１０５条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と」に改める。

第２０１条第２項第１０号中「第１０５条第２項」を「第５９条の１７第２項」に

改める。

第202条中「、第72条、第74条、第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改める。

(樫原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 樫原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年樫原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員（市の区域内に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する場合に限る。）又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定介護予防認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要

な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

- (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、市長が定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

第3条 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、市長が定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から橿原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第44条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型介護予防サービス条例第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

理由 介護保険法等の改正により、地域密着型通所介護及び療養通所介護が創設され、小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行することを受け、当該サービスの基準を定めた関係条例について所要の改正を行うもの

議第20号

檀原市消費生活センター条例の制定について

檀原市消費生活センター条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第10条第2項の機関としてセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
檀原市消費生活センター	檀原市内膳町1丁目6番8号

(職員)

第3条 センターにセンター長及びその他必要な職員を置く。

(消費生活センター相談員)

第4条 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務に従事する消費生活センター相談員（以下「相談員」という。）は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格したとみなされた者を含む。）とする。

2 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(職員に対する研修)

第5条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第6条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、

滅失及び毀損の防止その他の当該情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの

議第21号

橿原市手数料徴収条例の一部改正について

橿原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

橿原市手数料徴収条例（平成12年橿原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表68の項を次のように改める。

68 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	住宅を新築しようとする場合	建築物の床面積（以下この項において「床面積」という。）が100平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅の場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。） 55,000円 (2) 一戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたもののうち、次号に規定する計画でないもの（以下この項及び68の3の項において「住宅性能評価適合住宅」という。）である場合 20,000円 (3) 一戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び68の3の項において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合 10,000円 (4) 共同住宅等の場合（次号及び第6号に掲げる場合を除く。） 第1号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額（住戸数で除して得た金額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる。ただし、当該住戸数で除して得た金額が1,000円未満の場合は、1,000円とする。以下この項から68の4の項までにおいて同じ。） (5) 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合 28,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額 (6) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第3号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅の場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。） 71,000円 (2) 一戸建ての住宅であって住宅性能評価適合住宅である場合 24,000円 (3) 一戸建ての住宅であって長期使用構造等適合計画である場合 12,000円 (4) 共同住宅等の場合（次号及び第6号に掲げる場合を除く。） 第1号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額

			(5) 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合 37,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額 (6) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第3号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅の場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。） 119,000円 (2) 一戸建ての住宅であって住宅性能評価適合住宅である場合 34,000円 (3) 一戸建ての住宅であって長期使用構造等適合計画である場合 17,000円 (4) 共同住宅等の場合（次号及び第6号に掲げる場合を除く。） 第1号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (5) 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合 63,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額 (6) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第3号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅の場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。） 185,000円 (2) 一戸建ての住宅であって住宅性能評価適合住宅である場合 53,000円 (3) 一戸建ての住宅であって長期使用構造等適合計画である場合 26,000円 (4) 共同住宅等の場合（次号及び第6号に掲げる場合を除く。） 第1号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (5) 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合 99,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額 (6) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第3号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超える全てのもの）	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅の場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。） 359,000円 (2) 一戸建ての住宅であって住宅性能評価適合住宅である場合 89,000円 (3) 一戸建ての住宅であって長期使用構造等適合計画である場合 36,000円 (4) 共同住宅等の場合（次号及び第6号に掲げる場合を除く。） 第1号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (5) 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合 183,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額 (6) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第3号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が3,000平方メートルを超えるもの	1件につき636,000円（住宅性能評価適合住宅で

		0平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	ある場合にあっては、311,000円、長期使用構造等適合計画である場合にあっては、64,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき1,088,000円（住宅性能評価適合住宅である場合にあっては、477,000円、長期使用構造等適合計画である場合にあっては、107,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき2,006,000円（住宅性能評価適合住宅である場合にあっては、864,000円、長期使用構造等適合計画である場合にあっては、174,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき2,862,000円（住宅性能評価適合住宅である場合にあっては、1,177,000円、長期使用構造等適合計画である場合にあっては、213,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が30,000平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき3,505,000円（住宅性能評価適合住宅である場合にあっては、1,423,000円、長期使用構造等適合計画である場合にあっては、227,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
	住宅を増築し、又は改築しようとする場合	床面積が100平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅の場合（次号に係るものを除く。） 79,000円 (2) 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 13,000円 (3) 共同住宅等の場合（次号に係るものを除く。） 第1号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (4) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建て住宅の場合（次号に係るものを除く。） 103,000円 (2) 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 16,000円 (3) 共同住宅等の場合（次号に係るものを除く。） 第1号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (4) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建て住宅の場合（次号に係るものを除く。） 1

		ル以内のもの	74,000円 (2) 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 23,000円 (3) 共同住宅等の場合(次号に係るものを除く。) 第1号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (4) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建て住宅の場合(次号に係るものを除く。) 274,000円 (2) 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 37,000円 (3) 共同住宅等の場合(次号に係るものを除く。) 第1号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (4) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅にあつては、1,000平方メートルを超える全てのもの)	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建て住宅の場合(次号に係るものを除く。) 534,000円 (2) 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 52,000円 (3) 共同住宅等の場合(次号に係るものを除く。) 第1号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (4) 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき950,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあつては、94,000円)を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき1,627,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあつては、159,000円)を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき3,004,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあつては、259,000円)を申請に係る住戸数で除して得た金額
		床面積が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき4,289,000円(長期使用構造等適合計画である場合にあつては、318,000円)を申請に係る住戸数で除して得た金額

			床面積が30,000平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき5,253,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、339,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
--	--	--	-------------------------------------	--

別表68の3の項を次のように改める。

68の3 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	住宅を新築し、増やす場合	計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積（以下この項において「床面積」という。）が100平方メートル以内のもの	1件につき8,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る変更（以下「第1号変更」という。）の場合（次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 39,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 11,000円（一戸建ての住宅の場合にあっては、3,000円） (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準に係る変更（以下「第2号等変更」という。）の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 6,000円 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に掲げる基準に係る変更（以下「第3号変更」という。）の場合 2,000円
			床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき10,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） (1) 第1号変更の場合（次号に掲げるもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 52,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 17,000円（一戸建ての住宅の場合にあっては、4,000円） (3) 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 7,000円 (4) 第3号変更の場合 2,000円
			床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき14,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） (1) 第1号変更の場合（次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 92,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 36,000円（一戸建ての住宅の場合にあっては、7,000円） (3) 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 10,000円 (4) 第3号変更の場合 2,000円
			床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき24,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） (1) 第1号変更の場合（次号に掲げる場合及び長期使

			用構造等適合計画である場合を除く。) 143,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 57,000円 (一戸建ての住宅の場合にあっては、11,000円) (3) 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 16,000円 (4) 第3号変更の場合 2,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超える全てのもの)	1件につき34,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 291,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 116,000円 (一戸建ての住宅の場合にあっては、21,000円) (3) 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 31,000円 (4) 第3号変更の場合 2,000円
		床面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき62,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 530,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 205,000円 (3) 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 42,000円 (4) 第3号変更の場合 2,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき105,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 928,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 317,000円 (3) 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円 (4) 第3号変更の場合 2,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき172,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 1,737,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 596,000円 (3) 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 94,000円 (4) 第3号変更の場合 2,000円
		床面積が、20,000平方メートル	1件につき211,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る

			ルを超え、30,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合（次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 2,524,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 838,000円 (3) 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 125,000円 (4) 第3号変更の場合 2,000円
			床面積が30,000平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき225,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合（次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 3,121,000円 (2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 1,039,000円 (3) 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 157,000円 (4) 第3号変更の場合 2,000円
		住宅を増築し、又は改築しようとする場合	床面積が100平方メートル以内のもの	1件につき11,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） (1) 第1号変更の場合（次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 56,000円 (2) 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 9,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円
			床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき14,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） (1) 第1号変更の場合（次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 76,000円 (2) 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 11,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円
			床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき21,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） (1) 第1号変更の場合（次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 136,000円 (2) 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 16,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円
			床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき35,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） (1) 第1号変更の場合（次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 213,000円 (2) 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画で

			ある場合を除く。) 24,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超える全てのもの)	1件につき50,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) (1) 第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 435,000円 (2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 47,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円
		床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき92,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 793,000円 (2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 63,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき157,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 1,390,000円 (2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 78,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき257,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 2,604,000円 (2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 141,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円
		床面積が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき316,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 3,783,000円 (2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 188,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円
		床面積が30,000平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき336,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 4,679,000円 (2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 235,000円 (3) 第3号等変更の場合 2,000円

別表第71の項を次のように改める。

71 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（72の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び73の項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物（以下この項及び73の項において「その他建	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）

建築物」という。)であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下この項及び73の項において「誘導基準」という。)のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査(以下この項において「その他標準審査」という。)	もの	
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査(以下この項において「その他モデル審査」という。)	
	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額

別表中「床面積は、」を「71の項から74の項までに係る床面積は、」に改め、74の項を82の項とし、73の項を81の項とし、72の項を80の項とし、71の2の項を

72の項とし、同項の次に次のように加える。

73 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（74の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、6,700円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、305,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であつて誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円）
		床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以上のもの	1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円）

	法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	000平方メートル未満のもの	
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 （1）戸建住宅審査に係る手数料の額 （2）その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 （1）共同住宅審査に係る手数料の額 （2）その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額
74	建築基準関係規定適合審査の申出を	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新	1件につき次に掲げる額を合算した額 （1）前項に定める手数料の額 （2）57の項に定める手数料の額

併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	
---------------------------	--	--

別表80の項の前に次のように加える。

75 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び77の項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する住宅部分（一戸建ての住宅を除く。以下この項、77の項及び79の項において「共同住宅」という。）に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項に係るものを除く。以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）

一消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、77の項及び79の項において「非住宅部分」という。）であって建築物省エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、77の項及び79の項において「基準省令」という。）第8条第1号イ（1）及びロ（1）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	メートル未満のもの	能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能向上適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第8条第1号イ（2）及びロ（2）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)

	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
7 6 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 前項に定める手数料の額 (2) 57の項に定める手数料の額
7 7 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの 1件につき36,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、6,700円） 床面積が200平方メートル以上のもの 1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、6,700円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの 1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円） 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、22,400円） 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、47,700円） 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円） 床面積が10,000平方メートル以上のもの 1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円）

	平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)

	いう。)	5,000平方メートル未満のもの	00円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
78 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 前項に定める手数料の額 (2) 57の項に定める手数料の額
79 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認められた建築物(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。)である場合にあっては6,700円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円)

基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅性能審査」という。)	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、47,700円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、84,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、134,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき19,700円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、6,700円)
	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21,100円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、6,700円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき35,400円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき60,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、22,400円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき107,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、47,700円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき161,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、84,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき295,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、134,000円)

		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき497,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき870,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）		床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円）
		床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円）

	ル未満のもの	
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、289,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
備考 75の項から79の項までに係る床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替えをする場合（次号に掲げる場合を除く。）又は建築物のエネルギーの消費性能向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積 (2) 認定を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物のエネルギーの消費性能向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 既存住宅に係る長期優良住宅の認定の開始、低炭素建築物新築等計画に係る認定方法の追加及び変更並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部施行に伴うエネルギー消費性能表示及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の開始に伴い、これらの申請に係る審査手数料に係る規定を整備するもの

議第 22 号

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

橿原市長 森下 豊

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(橿原市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 橿原市職員定数条例（昭和 31 年橿原市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 20 条第 2 項」を「第 26 条第 2 項」に改める。

(橿原市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正)

第 2 条 橿原市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 34 年橿原市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

橿原市農業委員会の委員等の定数に関する条例

本則中「農業委員会等に関する法律」を「この条例は、農業委員会等に関する法律」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項」に、「の選挙による委員」を「の委員（以下「農業委員」という。）等」に、「は、20 人とする」を「を定めるものとする」に改め、本則を第 1 条とし、同条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条の次に次の 2 条を加える。

(農業委員の定数)

第 2 条 農業委員の定数は、14 人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 農地利用最適化推進委員の定数は、11 人とする。

(橿原市農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部改正)

第 3 条 橿原市農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例（昭和 36 年橿原市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

(檀原市農業委員会の委員の選挙区に関する条例の廃止)

第2条 檀原市農業委員会の委員の選挙区に関する条例(昭和34年檀原市条例第23号)は、廃止する。

理由 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本市の農業委員会の委員等の定数を定めるほか、関係条例について所要の整備を行うもの

議第23号

檀原市改良住宅条例の一部改正について

檀原市改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市改良住宅条例の一部を改正する条例

檀原市改良住宅条例（平成9年檀原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第5条第3号及び第4号、第7条第1項並びに」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 公営住宅が建替えによって除却された場合等において、公営住宅から改良住宅への
住替えを可能とするため、所要の改正をするもの